

病第2号議案 横浜市病院事業の設置等に関する条例及び病第3号議案 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

1 改正概要

- (1) 市立病院の次期経営プラン策定にあたり、市立病院の経営状況の点検・評価を行うために「横浜市立病院経営評価委員会」を設置します。
- (2) 脳血管医療センター併設介護老人保健施設における通所定員について、現行の25人から33人に増員します。
- (3) 病院事業が所管する指定管理者導入施設について、指定管理者の候補者の選定等に関わる手続や指定管理者の義務等を定めるとともに、「指定管理者選定委員会」を設置します。

2 改正理由

(1) 横浜市立病院経営評価委員会の設置

総務省の「公立病院改革ガイドライン」により求められているプランの点検・評価を行うため、病院事業管理者が設置する組織として「横浜市立病院経営評価委員会」を条例に規定します（横浜市病院事業の設置等に関する条例第8条）。

(2) 脳血管医療センター併設介護老人保健施設における通所定員の変更

介護老人保健施設で実施している通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、利用者数が増加してきており、新規の受け入れが難しい状況となっています。

そこで定員を25人から33人に増やし、利用者サービスの向上を図ります（横浜市病院事業の設置等に関する条例第4条）。（24年1月4日施行）

(3) 指定管理者の候補者の選定及び評価に係る手続等の規定

ア 指定管理者の候補者の選定手続等

病院事業管理者が設置する組織として「横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会」及び「横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」を条例に規定します（横浜市病院事業の設置等に関する条例第8条）。また、指定管理者の候補者の選定にあたり、同選定委員会の意見を聴かなければならない旨を条例に規定します（横浜市病院事業の経営する病院条例第8条）。

それに伴い、「横浜市立みなと赤十字病院指定管理者評価委員会」を廃止し、「横浜市病院事業の経営する病院条例」から関連する条項を削除します。

イ 管理の業務の評価

みなと赤十字病院及び脳血管医療センター併設介護老人保健施設の管理に関する業務について、病院事業管理者が定めるところにより第三者評価を受けなければならない旨を条例に規定します（横浜市病院事業の経営する病院条例第 10 条）。

【参考】病院事業における附属機関 新旧対照表

（横浜市病院事業の設置等に関する条例 第 8 条別表）

附属機関 (新)	現行(旧)		
	名称	所掌事務	設置根拠
横浜市立病院経営評価委員会	(新規設置※ ¹)		
横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会※ ²	横浜市立みなと赤十字病院指定管理者評価委員会	横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者の指定等についての調査審議に関する事務	横浜市病院事業の経営する病院条例
横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会	横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会	指定管理者の選定に関する ・選定基準 ・公募要項 ・優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に関すること	横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱

※1 現行の「横浜市立病院中期経営プラン」の実施状況については「横浜市立病院経営委員会」（設置期間：平成 21 年 6 月から 24 年 6 月）において点検・評価を実施。

※2 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者の選定にあたり、外部委員会の意見を聴かなければならない旨については、現行どおり「横浜市病院事業の経営する病院条例」に規定します。